

沖縄県高等学校文化連盟表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟の活動をとおして、高校生の文化活動の向上・発展に関し、特に功績が顕著な者に対し、その功績を讃え、これを表彰し、高等学校文化活動の発展を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び対象)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 活動賞
- (2) 功労賞
- (3) 感謝状

2 活動賞は、本連盟加盟校の生徒(個人及び団体)で、次の各号の一に該当するものに贈呈する。

但し、重複表彰はしない。

- (イ) 全国大会で、3位相当以上に入賞した生徒。
- (ロ) 九州地区大会で、1位相当に入賞した生徒。
- (ハ) 県内大会で、原則として3年連続優勝した生徒。
- (ニ) 上記の他に、その功績が顕著であると認められ、専門部から特に推薦された最終学年の生徒。但し、各専門部からの推薦人数は1名(個人)を原則とする。

(ホ) 各学校における文化系活動において、その実績が顕著で他生徒の模範と認められ、学校長から特に推薦された最終学年の生徒。ただし、推薦人数は各校課程毎に1名(個人)を原則とする。

3 功労賞は、本連盟加盟校の教職員で、次の各号の一に該当する者に贈呈する。

- (イ) 全国大会で、優勝させたクラブ顧問。
- (ロ) 県内大会で、原則として3年連続優勝させたクラブ顧問。
- (ハ) 本連盟の振興発展に尽力し、その功績が顕著であると認められた者。

4 感謝状は、本連盟の振興発展に尽力し、その功績が顕著であった個人・団体に贈呈する。

(推薦の方法)

第3条 被表彰者の推薦の方法は、次のとおりとする。

- (イ) 活動賞は、当該専門部長または学校長が推薦する。
- (ロ) 功労賞は、当該専門部長が推薦する。
- (ハ) 感謝状は、理事長が推薦する。

(選考及び決定)

第4条 被表彰者の選考は、常任理事会で行い、理事会で決定する。

(表彰)

第5条 表彰は次のとおり行う。

- (イ) 活動賞は、当該年度末に行う。
- (ロ) 功労賞、感謝状は、次年度の評議員会で行う。

2 被表彰者には、表彰状と副賞を贈呈する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、本連盟規約第6章第18条の規定に定めるとおりである。

附 則 1 この規定は平成元年4月1日から施行する。

- 2 平成2年5月24日一部改正
- 3 平成9年9月19日一部改正
- 4 平成12年5月15日一部改正
- 5 平成13年5月14日一部改正
- 6 平成17年5月20日一部改正